〈刑事実体法〉

論説

「傷害の罪」の法益

伊東 研 祐

Ⅰ はじめに―現代社会における「人の身体」

みたのは、六年程前の各論教科書執筆時のことであった。予想通り、殆ど関心を惹くこともない問題提起に止まった がら一抹の不安を覚えつつ、何故かふと思ったのは、そして、従前からの議論枠組を破ってみようかと少し冒険して ら独立した固有の意義はないのであろうか。………そんなことを、「人の身体」を法益と呼ぶことの正確性に今更な 益の謂わば前段階ないし前提的構成部分である(に過ぎない)ようにも思われる。「人の身体」には、「人の生命」か という法益と如何なる関係に在るのだろうか。「人の身体」に対する侵襲等が重大なものである場合、その人の生命 が失われる、あるいは、 「人の生命」、「身体」、「財産」、と何気なく並んで挙げられるが、いわゆる「人の身体」という法益は、「人の生命」 失われる危険が生じるのであるとすれば、「人の身体」という法益は「人の生命」という法

「傷害の罪」の法益(伊東)

が、この間 みるに値するものであるように思われる。 **!のPM2·5やセシウム137等に代表される環境(大気)汚染物質問題の再燃に鑑みても、** 以下、些か長くなるが、関連部分を引用させて戴く。 なお考えて

と生理的機能障害 ては、古くから見解の対立が存する。 「人の身体」という法益の侵害の一つの発現形態である「傷害」をどのように定義すべきかという問題につい (阻害) 説 (生理機能ないし健康状態の阻害ないし悪化と解する説)との対立がそれである。 身体的完全性侵害 (毀損) 説 (外観等を含む身体の完全性の侵害と解する説

……〈中略〉……

害説を採るべきであろう。 うに、 罪で捕捉すべきであるように思われる。すなわち、 捉すべきであるといい得る。しかしながら、外観の変更ではなく、 [PTSD] の場合)について適切な保護を与えられない恐れもある。現代社会状況を鑑みれば、 能障害の発生に至るまでに時間的 よって判断されるべきである。更に、 起こしていないものであっても、それによる心理的な悪影響を含めて、身体的完全性を侵害するものとして傷害 とする異物(人工物を含む)の体内への侵入・滞留に関しては、生理的機能障害を起こさないもの、 無視し得ない外観の変更は、それによる心理的な悪影響を含めて、 生理的機能障害説は、 一定限度では正当な見解であると思われる。たとえば、生理的機能ないし健康状態の阻害には至らないが 人の完全性の侵害を暴行罪で保護すべきものとするが、それは、…… [上] に述べたよ に相当の隔たりがあるような場合(たとえば、 生理的機能障害説では、 傷害に該るか否かは、 原因となる行為から精神的な影響を経て生理的機 たとえば、細菌や原虫ないし微小生物を初め 独自の不法実体として捉えられ、 阻害される身体的完全性の質 心的外傷後ストレ 身体的完全性侵 暴行罪で捕 あるいは ス症候 側面に

自説としての身体的完全性侵害説を擁護・再論しようとするものである。 その知見を借用しつつ、 「人の身体」という法益ないし「傷害」罪の保護範囲 比較的に手薄に感じられる基礎的な議論・ (法益)を巡る近時の活発な資料研究等に触発され(注益)を巡る近時の活発な資料研究等に触発され 「傷害の罪」 の法益論を深化させると共に、

れた。 感謝申し上げると共に、古稀をお祝いして、本小稿を捧げる次第である。 いか、 郷の研究室であった。 といえるが、 .沖憲郎先生門下の船山さんを初めてお見掛けしたのは、 学界における人的関係や研究テーマ・領域の近さに鑑みれば、 黙々と仕事されていたのが強く印象に残っている。 船山さんという存在は折り目折り目に強く意識されるものであった。 既に副手を終えられようとする頃で、 それから、 執筆作業等のお手伝いに通われていた藤木英雄先生の本 事情も分からぬ学部生の私などと話す事柄も無かっ 御仕事を御一緒する機会は不思議と少なかった 四〇年を超えるそれぞれの随分と長い時間 これまでの御指導・お付き合いに たせ が流

\prod 刑罰規定解釈・実定法概念規定と立法者意思ないし立法趣旨と社会的コンテクスト

準 は、 業に自らも携わっていて気付くのは、 入手が容易になるに伴って益々多用され、 刑罰規定の文言の意義 権威)の一つとして当該規定文言を再定義ないし解釈するという手法は、 義的に決し得ない場合に、当該規定の立法過程に遡っていわゆる立法者意思ないし立法趣旨を探り、 ・射程が、 その規定を解釈しようとする時点において、 明らかにされた過去の立法者意思ないし立法趣旨が現時点における解釈 学問的に興味深い成果を生み出すに至っている。 必ずしも明らかでない場合、 電子情報化された議事録等の資料の もっとも、 そのような作 それを基 ある 15

用を含む)とに拠り判断されるのである。 でも解釈時における 解釈時において置かれた規定の様々なコンテクストが立法時と実質的に相違する場合における解釈の当否は、 において、立法者意思ないし立法趣旨から逸脱/離反するような解釈・再定義が誤りとされることはあるであろうが 義に対して謂わば拘束力を有しているというような錯覚に何時の間にか陥っていることが少なくないということであ 立法者意思ないし立法趣旨と一致/矛盾するが故に現在における解釈・再定義が正しい しかしながら、原則としては正しくない。もちろん、 (可能的語義に基づく) それ自体の論理性と説得性 (罪刑法定主義の要請を含む)諸々の解釈論上の規則との関連 (立法者意思ないし立法趣旨との異同等の指摘の /誤っているということ

果・産物として包摂する「治療」行為や入れ墨・ピアス等の「ボディー・アート」等を(自己に対して)行わさせる きた所以ともいえよう。 害」とする限りにおいては、基本的な相違は存しないといい得よう。医学や心理学の極めて多様で広範な関連領域へ る。「傷害」概念について、 の意味を決するコンテクストは、 「肉体」として捉えるにせよ、「からだ」・「 肉体 と精神から成る統一体」として捉えるにせよ、(行為者・他者から見ばディー 現行刑法典 侵害の対象ないし客体として捉え、その生理的もしくは精神的な機能の障害や外観的欠損を惹起することを 「身体」を自己の意思の謂わば実現対象ないし表示媒体とするところまで包含している。そのようなコンテ それらからの影響)とそのもたらした身体現象・状態の把握説明の深化・変化という観点も、 (明治四十年四月二十四日法律第四十五号) が制定された頃の刑法二○四条にいう「人の身体」の しかしながら、 現在に至るまで、生理的機能障害惹起説と身体的完全性毀損説また折衷説が併存 現在のそれと如何なる相違を示しているのであろうか。「身体」を、 現在におけるコンテクストは、 そのような「傷害」を手段ない し中 謂わば専ら 同様であ 「傷害」 し得て 的成 傷

大きく離反する可能性があることになる。 受動的な視座から、 移行を要求するものである。 クストの相違は、 障害や欠損というような客体 そのような変化を 現代における「人の身体」の「傷害」の意味は、 (少なくとも共同) (物体) 上の /共働して) (機能を含む)状態の悪化・劣化を捕捉するというだけの 主体的に支配 前者の視座に基づく伝統的なものから ・制御するという能動的 な視座 への

Ⅲ 自己の意思の実現対象ないし表示媒体としての「身体」

1 治療行為の対象としての「患者」の意思と傷害罪の成否

せる、 して 機能障害の一時的な悪化や新規の機能障害の発生を生じたとしても、それらは、 他人に既に存する生理的な機能障害を除去ないし軽減し、それに因って健康状態の改善ないし回復または悪化の停止 て健康状態の改善ない けるその主観的な認識も、「傷害」の故意には該らない。既存の生理的な機能障害を除去ないし軽減し、 傷害罪 し鈍化をもたらす「治療行為」は、 「治療行為」に織り込まれて計算された、 他人(患者ないし病者)に存する生理的機能障害の除去ないし軽減を試みて成功せず、 そのようなものとして認識されるものであって、 という意味において、人の健康状態を悪化ないし劣化させることを意味するとすれば、④ (刑二○四条) にいう「人の身体」の「傷害」が、他人の身体に (一定程度以上の) 生理的機能障害を発生さ し回復または悪化の停止ないし鈍化をもたらす過程で、 客観的に「傷害」行為に該らず、 通常の場合は最終的に治療効果中に謂わば消失 客観的にも主観的にも、 したがってまた、 (各種の措置・手術や投薬等により) 患者の全体的な回復力を前提 同様に、「傷害」に該らない。 健康状態の改善ない (治療者たる) (患者ないし病者である) ・解消するものであり、 行為者にお それに因っ 元の 勘案 もち し回

復または悪化の停止ないし鈍化という治療効果を上げられないことも、あるいは、 患者の意思は、 逸脱が認められない限りにおいては、過失「傷害」(過失致傷) 単に新規の機能障害を発生させるに留まる場合等もあるが、それらの行為も、 治療者の行為が 「傷害」罪に該るか否かという問題とは無関係である。 行為には該らない。特定の治療を受けるか否かという 同時代的な医療水準 治療のための措置・手術等により からの (重大な)

だけではなく、 意思は、 益保護/侵害説・結果無価値論の視座では捕捉されない)だけであり、 述と実質的な論理的関連性を有するか否かは、甚だ疑問であり得る。 治療」は、 上に述べた見解が、 また、 治療者の行為が 解釈論的に正確な議論であるか否かは些か疑問である。 定義上、「傷害」という犯罪たり得ない(被害者と加害者という関係が存在していない、 それとは正に無関係だからである。 [専断的] 「傷害」 治療行為非傷害 罪に該るか否かという問題とは無関係である」という最後の一文が、 (罪) 説の現代版といい得るか否かは定かではない。 (6) 患者の意思の如何によって影響を受けないという 特に、「特定の治療を受けるか否かという患者の 健康状態という法益の促進ないし改善としての あるいは、 犯罪論体系的 それまでの記 いわゆる法

「侵害としての傷害」の罪の法益と法益主体の意思

2

意しそうである。 に関する意思的な制御・支配)に対する侵害という側面を有しないものとして静的に構成され得るものであることを含 の意思 主観とは係わりなく構成され得るものであること、法益主体の 上に述べたところは、少なくとも、「傷害」罪の成否についての議論は行為客体である法益主体(人・患者) 換言すれば、捉え方の当否は一先ず措くとして、傷害罪の法益を「人の身体ないし人の事実的な健 「意思決定の自由」 (自己の身体の安全・ 健康

は、 身体の侵害の捕捉・包摂を傷害罪は予定していない、ということが内在的な根拠付けを有することにもなる。 あるいは、 観化された客体と同様に捉えながら、同時に、「法益主体の意思に反する/沿わない/従わない」法益の 客体と同様に捉えることは 康状態もしくは生理的機能状態」と定義することにおいて、法益主体の意思から謂わば切り離された/客観化された しては矛盾することも明らかであろう。そこでは、「傷害の罪」の法益は、法益主体の意思決定(の自由) いう意味における処分としての自己決定の客体・対象としても、 法益主体の意思決定の自由を法益に(密かに)取り込むこと以外には事実上は不可能であろうし、それが論理と 法益主体の意思決定の自由を包含するものとして構成されねばならない。そのときには、 傷害罪の法益をそのようなものとして捉えながら、すなわち、 そのような「侵害」は、「傷害」に該ると主張することは如何にすれば可能であろうか。 (観念的には)可能でありそうである。 傷害罪の法益を捉えることは可能でありそうである。 翻って、生理的に不良な変更 法益主体の意思から謂わば切り離された/客 自己の意思に基づく (悪化ないし劣化)と 「侵害」が、 の対象では 結論的に

3 法益主体の支配・制御領域としての「身体」

しても、 る/対する法益主体のいわゆる自己決定権そのものを法益とするということとは異なる。 傷害の罪」 処分の対象としての法益を考えている訳ではないのは勿論であるし、 権利自体は因果的変更ないし阻害が可能な次元に存する客体性・対象性を有するものではないので侵害され の法益を法益主体の意思決定の自由を包含するものとして構成するということは、 したがって、法益として必要な属性を具備し得ないからである。「傷害の罪」の法益は、 自己決定権という観念を一般的に認めると (費消・放棄・ 自己の身体に関す 譲渡・廃棄等 敢えていえ

ば、そのような権利の客観化している事態ないし状態として捉える必要がある。すなわち、「法益主体による意思的 な支配ない 「傷害の罪」の法益の外延として捉えられることになる。 (๑) し制御・ 管理の可能的に及んでいる領域あるいは空間としての「身体」の状態そのもの」ということが

ことになる。そしてまた、そのような意思を及ぼし得る自己の「身体」という領域あるいは空間の範囲内でのものに 理の意思によって保たれている統合性 (die Integrität:integrity) ある身体状態」が、「傷害の罪」の法益の外延である 止まることになる。 なものではなく、あくまでも一般的・統合的な支配ないし制御・管理の意思に基づく「可能的」な次元のものを指す いまま刻々と継続的に変化し続けることが通常ともいえるものであるし、 ところで、法益主体による「意思的な」支配ないし制御・管理といっても、 い得る。 その意味において、ここにいう「意思的な」支配ないし制御・管理は、 換言すれば、「人が自己の身体という領域ないし空間に関して及ぼしている支配ない 個別具体的に見れば、 人の身体状況は、 現実的・事実的あるい 当該人に意識されな 全く不随意なものが し制御 は直接的 ・管

理の意思に反する身体状態の変更は許されない、ということである。これは、 部に在る財物全体について、その個別具体的な存在や状態を認識していなくとも、 具体的な状況の認識と対応という形においてではないにせよ、一般的な支配ないし制御・管理の意思を有しており、 人 (個人) =か抽象的で理解しにくい定義のようにも思われるが、表現しようとしていることは単純である。法益主体である / 効果として統合されている身体の状態そのものが全体として保護される。 自己の身体に関して、多様な次元(たとえば、 形態・容貌・健康・運動・生理機能等の次元) 自己の住居という領域ないし空間 あるいは、 法益主体の支配ないし制御 現実的な握持可能性が における個別 の内 管

空間は、 にせよ、 う機能を果たすものであり、 主として物理的な遮断による(財物の管理をも含めた内部空間における生活の包括的また統合的な) 障されている。 存しないとしても、住人である法益主体に占有(支配) が有効であるように思われる。 あるといえる。そのような保護は、 「侵入」の意義をめぐる過去の議論の示すとおりである。 「人の身体」の機能も、[(印)の意義をめぐる過去の議論の示すとおりである。 「人の身体」の機能も、 対人的には立ち入りを認めること自体で失われることは、住居侵入罪 通常、 既に住居 すなわち、 屋根・壁・柱等によって私的で安全な安心できる領域として確保され、そこでの平穏な日常生活が保 (建造物) というものの正に基本的な性質・機能が故にでもあるといい得る。 住居 その遮断効は、 (建造物) は、その住人に、他の人間に因るものを含めた様々な外部的な影響からの 法益主体における一般的な占有の意思の存在が故にであることはもちろんである 住人が個別的に解除しない限りは が認められて保護されることと、ある意味において、 (刑一三〇条前段) の法益と同条にいう (建造物が存続する限り) 一般的に継続 同様の視座から改めて捉え直すこと 安全・安心の提供とい 住居 (建造物) 同様で の内部

「傷害」の意義

制御 そのような統合性 二〇四条以下にいう「傷害」とは、そのような支配ないし制御・管理の可能性の喪失・阻害・悪化・劣化、 しての「身体」の状態そのもの」あるいは「人が自己の身体という領域ないし空間に関して及ぼしている支配ないし 傷害の罪」 管理の意思によって保たれている統合性 の法益を、 の喪失・阻害・悪化・劣化であることになる。 「法益主体による意思的な支配ないし制御 (die Integrität:integrity) ある身体状態」と定義し直すとき、 物理的または心理的ないし精神的 管理の可能的に及んでいる領域ある な外部的影響に あるいは 、は空間、 刑法

言の常識的理解として生理的機能障害を意味するとする見解もあるが、 が身体内に挿入されて滞留している状態も、これに該ることになる。 的機能障害や外観の欠損という意味での身体的完全性の毀損が無くとも、 よって、そのような統合性を喪失・阻害・悪化・劣化させることが、「傷害する」であることになる。 いわゆる「傷つける」ことに限られず、 法益主体の意に反して物質 「傷害」は、文 (生物を含む) 生理

の ・ 一 都合が惹起されるであろうし、そこから、従前と同じように(また、基準は必ずしも明確ではないにせよ)、軽微なも 害」という概念との定義の解釈論上の妥当性は、 われる。 上の定義に拠って初めて新に「傷害」と認められることになる事案というのは、現実には僅かなものであるように思 から捕捉されていた範囲を超えて、その包摂範囲は相当に広くなるように感じられるかもしれない。 傷害」の意義を上のように解するとき、 な視座の正統性に依拠することになる。 時的なもの等は除外されるであろうからである。言い換えれば、ここで展開した「傷害の罪」の法益と 殆どの場合は、 既に認められている何らかの (生理的あるいは精神的) 伝統的な議論において機能や器質の悪化・劣化 現時点では僅かしかないであろう固有の包摂事案・範疇を支える基 機能の悪化・劣化や器質的な欠損 (障害、 欠損) しかしながら、 傷 · 不

IV おわりに―「人の身体」という法益と「人の生命」という法益との関係

の反面において、 激烈なものが繰り返されてきたが、 刑法上の 人 の始期と終期とを巡る議論は、 法理論的な当否は別として、「社会的存在としての人」という関係性のコンテクストの中で謂わば いずれにおいても、著しく進歩した科学的ないし医学的視座 「人の生命」という法益 の保護の時間的 な限界を定めるものとして、 ・知見の大きな影響

に因るものを含めた様々な外部的影響から遮断して、 (私的) は、 領域・空間を形成する、 本稿の上述した捉え方に拠って略言すれば、 という機能を実現するものである。 自己の意思に基づいて安全で安心して生活することのできる基 住居 (建造物) より直截には、「人の身体」とは、 と同様に、 人 (法益主体) を他 その 人間

う。 異なるのは、両者における「統合性」のレヴェルないし質であると思われる。「人の生命」活動における統合性の謂わ ば部分的な結果・作用としてもたらされるものが「人の身体」の統合性であり、そこには、「人の生命」に比して、 臓器等の集合的機能状態は「人の生命」と捉え得るから、「人の身体」と「人の生命」とは、その限度では一致する。 より広い人(法益主体)の意思ないし意識・精神の機能する余地が認められるのである。 人の生物学的・生理学的に捉えられた様々な機能の単なる集合体に独立した固有の意義を与えることは明らかであろ ような意思的に統合された領域・空間そのものである、というべきであろう。そして、そのような統合性の存在が、 他方、そのような統合された領域・空間を満たす、人の生物学的・生理学的に捉えられた機能存在ないし様々な

- 1 障害説からアプローチする方向で考えるべきである」(伊東研祐「傷害および暴行の意義」同『現代社会と刑法各論[第二版 に該ると明示した最高裁平成二四年七月二四日決定(刑集六六巻八号七○九頁)に先立つ記述である。「暴行」との関連にお (二〇〇二年、成文堂)七四頁)としていたことを付言させて戴く。 て、 伊東研祐 同三四頁も参照されたい。なお、筆者は、かつては「結論的には折衷説を支持するが、基本的視座としては生理的機能 『刑法講義各論』(二○一一年、日本評論社)三六~七頁。心的外傷後ストレス症候群[PTSD]を「傷害_
- 2 年)一頁以下、六六巻一号(二〇一五年)一頁以下がある。なお、ドイツにおける治療行為論そのものの歴史的研究として、 示するものとして、天田悠「傷害罪の保護法益からみた治療行為論(一)(二・完)」早稲田法学会誌六五巻二号 天田悠・後出註(6)が既にある 治療行為論との関連においてドイツの立法・学説を検討し、傷害罪における「身体」法益の構造について基本的視座を提
- 3 「傷害」概念の包摂範囲・内実について、立法過程にまで遡って検討する藪中悠「刑法二○四条の成立過程にみる傷害概 精神的障害に関する議論を中心に―」法学政治学論究九八号(二〇一三年)三七頁以下、同「日本刑法における傷害概念

年)三七頁以下もある。 論究九七号(二○一三年)九三頁以下、同「ドイツ刑法における傷害概念と精神的障害」法学政治学論究九九号(二○一三 と精神的障害」法学政治学論究一〇四号(二〇一四年)一頁以下、同「刑法における傷害概念と意識障害」法学政治学論究 ○六号(二○一五年)一頁以下がある。なお、 比較法研究としては、同「刑法における傷害概念と精神的障害」法学政治学

- 4 している。すなわち、本来あるべき健康状態、より良い健康状態、標準的な健康状態等を意味するものとしては理解していな るが、ここでは、いずれも行為の作用を受ける時点における人の(事実的な)健康状態それ自体を示しているものとして理解 を念頭に置く。また、傷害罪の法益として「人の身体」・「人の(身体の)健康」・「人の(身体)の安全」等の表現が用いられ としてなお主張されているが、いずれを採ってもここでの議論枠組みとして殆ど異同を生じないので、一般的と思われる前者 人の「傷害」の意義については、改めて詳細を述べるまでもなく、生理的機能障害惹起説と身体的完全性毀損説とが基本
- 5 合」であるといい得るであろう。 残存することとなることも少なくないが、所期の治療効果を達成する上で必要且つ合理的である限りは、それらも (治療のための)各種の措置・手術や投薬等により悪化した、あるいは、新規に発生した機能障害がそのまま(永続的に) 「通常の場
- 6 (二·完)」早稲田法学会誌六三巻二号(二○一三年)一頁以下、六四巻一号(二○一三年)一頁以下がある。 ドイツにおける学説・立法等を検証する近時のものとして、天田悠「ドイツ刑法における治療行為論の歴史的展開
- 7 Strafrechts, ZStW Bd. 58 (1939), S.514f. ばれた視座に基づくところに一致するものであることはいうまでもない。Vgl. Hans Welzel, Studien zum System des コンテクストは異なるが、かつて、「博物館のガラス製陳列棚の中に注意深く保存された所蔵品」としての法益観
- 8 究』(一九八四年、 刑法基本講座 犯罪論また解釈論において「法益」に要求される諸属性については、些か古いものであるが、 第一巻 成文堂) や伊東研祐 基礎理論/刑罰論』(一九九二年、法学書院)三三頁以下等を参照されたい。 「刑法における法益概念」阿部純二/板倉宏/内田文昭/香川達夫/曽根威彦 伊東研祐

- をも含むべきであるか、はたまた、精神的な機能や心理的な状態をも含むべきか、ということは、「傷害の罪」の法益の内包 の問題であって、近時の立法過程の再検討等の結果としては、いずれも包摂され得ることが明らかとなったといい得よう。 なお、そこにいう「状態」が、人の生理的な機能の次元のものに限られるべきか、外観的な完全性・健全性の次元のもの
- <u>10</u> 伊東研祐「住居侵入等罪(刑一三〇条)を巡る法益論と解釈論」法曹時報六三巻二号(二〇一一年)一頁以下を参照され
- こと(という文言の必ずしも常識的ではない理解)を排除する趣旨ではないとも解される。 害」罪(刑二六一条)にいう「傷害」についても、「動物を殺傷して、その効用を害することをいう」と定義されているが (同・二八五頁)、判例理論・通説に鑑みると、効用の阻害の方に力点が置かれており、逃走させること・管理から離脱させる たとえば、西田典之『刑法各論 第六版』(二〇一二年、弘文堂)四一頁を参照されたい。ちなみに、いわゆる動物
- 障害の程度には至らない)精神的ないし心理的な動揺・不調の発生等であろうか。 小物質の体内への送り込み/挿入・滞留の他、非意図的・間接的な精神的ないし心理的影響の付与による([特定の/病的な] 既に挙げた、呼吸・被曝等の非侵襲的経緯によるそれ自体も生理的機能障害を(直ちには)引き起こさない微小生物・微
- 二三七頁以下、伊東研祐「人の終期―脳死について」同『現代社会と刑法各論[第二版』(二〇〇二年、成文堂)四〇頁以下 等を参照されたい。 伊東研祐「「人」の始期について―「独立生存可能性説」再論」法学研究八〇巻一二号(二〇〇八年、慶應法学研究会)